

『新ハイブリッド民法5 家族法〔第2版〕』補遺

(2025年4月)

I 2024(令和6)年民法等一部改正

父母の離婚等に直面する子の利益の確保を主たる目的とする民法等改正法(令和6年法律第33号)が2024(令和6)年5月17日に成立し、24日に公布された。公布の日から起算して2年以内に施行される。以下、その概要を示しておく。

① 親の責務等に関する規定の新設 [本書89頁～, 156頁, 204頁]

子の養育に関する父母の責務を明確化するため、第3章第3節が新設された。すなわち、父母は、子の心身の健全な発達を図るため、その子の人格を尊重するとともに、その子の年齢および発達の程度に配慮してその子を養育しなければならないこと、その子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならないこと、父母は婚姻関係の有無にかかわらず、子に関する権利の行使または義務の履行に関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならないことが規定された(817条の12)。子の意思や意見・意向を尊重すべきことも、親の責務に含まれる。

② 親権・監護に関する改正 [本書89頁～, 156頁～, Topic 6-1]

(1) 子の利益のための親権の行使 親権に関する規定の冒頭に、親権は、子の利益のために行使しなければならない旨が規定された(818条1項)。未成年の子は父母の「親権に服する」という従前の規定ぶりが改められ、「父母の婚姻中はその双方を親権者とする」(同条2項)と定められた。

(2) 離婚後の親権の規律 離婚後の単独親権制度を見直し、父母の双方または一方を親権者とするものとした(819条1項)。父母の協議が調わないときは、家庭裁判所が父母の双方または一方を親権者と定める(同条5項)。ただし、共同親権が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあるとき、または父母の一方が他方から暴力等を受けるおそれがあるときなど共同での親権行使が困難であると認められるとき、その他共同親権が子の利益を害すると認められるときは、単独親権としなければならない(同条7項)。

(3) 認知の場合の親権者 父が認知した子に対する親権は原則として母が行うが、改正法では、親権者を父にすることに加えて、父母双方を親権者とすることもできることとされた(819条4項)。父母が共同して子を養育する事実婚に対し、法的根

拠を付与する有用な規律となろう。

(4) 養子の親権者の明確化 連れ子養子の場合、養親(直近の縁組の養親)および子の父母であって、養親の配偶者であるものが親権者となるのが明文化された(818条3項)。15歳未満の子の代諾縁組に対し子の監護者である父母または親権を停止されている父母が同意しない場合につき、その同意に代わる家庭裁判所の許可制度が導入された(797条3項)。

(5) 親権者変更の規定の改正 親権者を父から母に、母から父に変更するほか、単独親権から共同親権に、共同親権から単独親権に変更することが可能となった。父母の協議で定めた親権者の変更が子の利益のため必要であるか否かを判断する際は、親権者決定後の事情変更のほか、協議の際の暴力等の有無、調停等の協議の経過、その他の事情を考慮することを明確にした(819条8項)。子自身も親権者の変更を請求することができるものとされた(同条6項)。

(6) 親権の行使方法 父母が親権者である場合、共同行使が原則であるが、改正法では、子の利益のため急迫の事情があるとき、あるいは監護および教育に関する日常の行為については、単独で親権を行使することができるものとされた。また、特定事項に関する親権の行使について父母の合意ができない場合において、子の利益のため必要なときは、家庭裁判所は、父母の一方を親権行使者に定めることができるものとした(824条の2)。ただし、縁組の代諾につき親権行使者を定めるには、縁組が子の利益のため特に必要であることが要件となる(797条4項)。

(7) 監護者の権限に関する規律 離婚後の子の監護の分掌が可能であることが明確にされた(766条1項)。監護者は、子の身上監護につき親権を行う者との権利義務を有し、親権者に妨げられることなく、子の監護教育、居所指定、営業許可等を単独で行うことができる(824条の3)。

③ 養育費に関する改正 [本書91頁, 202頁～]

(1) 養育費の履行確保 養育費の履行確保のための策として、「子の監護の費用」(養育費債権)に債務者の総財産についての一般先取特権が付与された(306条3号・308条の2)。これにより、養育費につき債務名義がなくても民事執行の申立てをすることができ、一般債権者に優先して弁済を受けることができることになる(法務省令で定める相当額)。

(2) 法定養育費制度の導入 父母の協議等による子の監護に関する費用の分担の定めがない場合の特例として、「法定養育費制度」が導入された(766条の3)。父母の生活水準に即した取決め等がされるまでの当分の間、離婚時から一定額(法務省令で定めるところにより算定)の養育費を請求することができる。

(3) 手続規定の見直し 民事執行での申立て負担の軽減(ワンストップ化、民執

167条の17)や、収入資産の情報開示命令等の手続が整備された(家事152条の2・258条3項、人訴34条の3)。

④ 面会交流(親子交流)に関する改正 [本書92頁, 173頁]

(1) 父母の婚姻中の親子交流 改正法は非監護親と子の交流(面会交流)を親子交流と呼び、婚姻(別居)中の親子交流に関する規定を設けた(817条の13)。

(2) 親子交流の試行的実施 適切な親子交流の実現のために、審判・調停前等の親子交流の試行的実施に関する規定が設けられた(家事152条の3・258条3項、人訴34条の4)。

(3) 祖父母等の親族と子との交流 父母以外の親族と子との交流に関する規定が設けられた(766条の2・817条の13)。父母の協議または家庭裁判所の審判で定めるが、子の利益のため特に必要があることが要件となっている。

⑤ 婚姻法の改正 [本書49頁～, 77頁～, 82頁～]

(1) 夫婦間の契約の取消権(754条)の廃止。

(2) 回復の見込みのない強度の精神病(770条1項4号)を離婚原因から取り除く。

(3) 財産分与についての考慮要素の明確化、2分の1ルール(1)の明文化、財産分与の請求期間を離婚の時から5年に伸長(768条)。

Ⅱ 戸籍への氏名の振り仮名の記載

氏名に振り仮名を付ける戸籍法の改正を含む行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)等の一部を改正する法律が2023(令和5)年6月2日成立し、9日公布、2025(令和7)年5月26日から施行される。振り仮名は、氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものであることを原則とする。振り仮名の変更には、家庭裁判所の許可が必要である(戸107条の3・107条の4)。

Ⅲ 家族法関係のデジタル化・オンライン化の進展 [本書325頁]

公正証書遺言のデジタル化は2025年(令和7)年12月14日までに施行されるが、さらに自筆証書遺言のデジタル化も法制審議会民法(遺言関係)部会で検討中である。デジタル技術の活用で遺言作成の負担を軽減できる一方で、遺言者の真意の確保(遺言の信頼性)が課題となる。家事事件手続(審判・調停)のオンライン化も進み、2025年3月1日からウェブ会議による調停期日において、離婚・離縁の調停の成立、合意に相当する審判の前提となる合意をすることができることになった。

IV 特定生殖補助医療法案 [本書149頁以下]

2025(令和7)年2月5日、特定生殖補助医療に関する法律案が国会に提出された。法案では、精子提供及び卵子提供は認める一方、代理懐胎は認めないものとされている。利用可能な者は法律婚夫婦に限定するものとされ、提供精子・卵子を扱う医療機関の認定、あっせん業者の許可制も導入する。特定生殖補助医療によって出生した成年の子は、提供者等データを100年間保存する国立成育医療研究センターに対し、自らの情報の存否、提供者の個人非特定情報(身長、血液型及び年齢)を請求することができるが、氏名等の個人特定情報については、提供者の同意がある場合のみ開示される。

※この補遺は、『新ブリメール民法5家族法〔第3版〕』(床谷文雄執筆)の補遺を本書用に改めたものである。